

令和7年7月 第193回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和7年8月6日（水曜日） 午前10時30分 開会

令和7年8月6日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日 程 1 | 議席の指定について |
| 日 程 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 3 | 会期の決定について |
| 日 程 4 | 議長の選挙について |
| 日 程 5 | 副議長の選挙について |
| 日 程 6 | 報告第1号
令和6年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計事故繰越に関する報告について |
| 日 程 7 | 報告第2号
専決処分の承認を求めることについて（令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算） |
| 日 程 8 | 議案第3号
令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 |
| 追加日程1 | 同意第1号
監査委員の選任について |
| 日 程 9 | 一般質問 |

○出席議員 (19名)

1 番	田 中 義 乃	2 番	堀 川 秀 樹
3 番	皆 川 信 正	4 番	奥 島 光 晴
6 番	室 谷 陽一郎	7 番	堀 田 あけみ
8 番	卯 目 ひろみ	9 番	堀 青 柳 篤 始
10 番	三 上 寛 了	11 番	佐 藤 篤 寛 治
12 番	前 川 徹	13 番	永 井 純 一
14 番	川 畑 孝 治	15 番	戸 板 井 進
16 番	伊 藤 孝 宏 実	17 番	酒 井 圭 治
18 番	川 崎 直 文	19 番	楠 圭 介
20 番	清 水 憲 一		

○欠席議員 (1名)

5 番	池 上 優 徳
-----	---------

○説明のため出席した者

管 理 者	森 之 嗣	副管理者	池 田 禎 孝
副管理者	西 行 茂	副管理者	河 合 永 充
副管理者	前 川 嘉 宏	事務局長	笹 木 幹 哲
総務課長	竜 田 麻 紀	清掃センター所長	近 藤 克 巳

○事務局出席職員

総務課長補佐	長谷部 伊砂雄	清掃センター課長補佐	三 上 眞 弘
清掃センター課長補佐	山 田 重 典	総務課副主幹	小 林 大 悟
総務課副主幹	西 澤 訓 一	総 務 課 主 査	羽 柴 和 宏

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

現在、議長と副議長の席が空席となっております。地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

福井市の皆川信正議員よりしくお願いいたします。

◎臨時議長（皆川信正）

令和7年7月第193回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日繰り下げ招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、福井市の番池上優徳議員の1名であります。

本日の議事日程は、それぞれお手元に配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

◎臨時議長（皆川信正）

それでは、日程1 議席の指定について、を議題とします。

お諮りします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと存じますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎臨時議長（皆川信正）

異議なしと認めます。それでは、その議席番号及び氏名を事務局から発表させます。

○事務局長（笹木幹哲）

議長。

◎臨時議長（皆川信正）

事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

それでは、一部変更となりました議席の発表をさせていただきます。

議席番号1番 田中義乃議員、2番 堀川秀樹議員、3番 皆川信正議員、4番 奥島光晴議員、5番 池上優徳議員、6番 室谷陽一郎議員、7番 堀田あけみ議員、8番 卯目ひろみ議員、9番 青柳篤始議員、10番 三上寛了議員、11番 佐藤寛治議員、12番 前川徹議員、13番 永井純一議員、14番 川畑孝治議員、15番 戸板進議員、16番 伊藤宏実議員、以上でございます。

◎臨時議長（皆川信正）

ただ今、発表いたしましたとおり、議席を指定いたします。

◎臨時議長（皆川信正）

次に、日程２ 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、７番 堀田あけみ議員、
１８番 川崎直文議員、ご兩名を指名します。

◎臨時議長（皆川信正）

次に、日程３ 会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎臨時議長（皆川信正）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

◎臨時議長（皆川信正）

現在、議長の席が空席となっております。

日程４ 議長の選挙について、を議題とします。

議長の選挙につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選に
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎臨時議長（皆川信正）

異議なしと認めます。

よって、議長選挙は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては、いかがいたしましょうか。

◆１７番（酒井圭治）

議長、１７番酒井です。

◎臨時議長（皆川信正）

１７番 酒井圭治議員。

◆ 17 番（酒井圭治）

議長には、あわら市の室谷陽一郎さんを、指名したいと存じます。

（「賛成」の声あり）

◎臨時議長（皆川信正）

ただ今、酒井圭治議員から議長には、室谷陽一郎議員をとの動議があり、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議のとおり室谷陽一郎議員を議長選挙における当選者と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎臨時議長（皆川信正）

異議なしと認めます。

よって、室谷陽一郎議員が、議長の当選人と決定しました。

議長に当選されました室谷陽一郎議員が議長におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、議長に当選されました、室谷陽一郎議員からご挨拶を受けることにします。

◆ 6 番（室谷陽一郎）

議長、6 番室谷陽一郎。

◎臨時議長（皆川信正）

室谷陽一郎議員。

◆ 6 番（室谷陽一郎）

ただ今、ご推挙をいただきましたあわら市議会の室谷陽一郎でございます。

一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

このたびは、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の議長に御推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

私にとりましては、この職は非常に光栄である職と感じております。とはいえ、それと共に圏域住民の豊かな生活を保障するという重大な責任を身をもって、犇々と感じている次第でございます。

また、構成市町のこれからのますますの発展を、議員の皆様と共に協力をし合いながら、諮っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最後に議員の皆様のお指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◎臨時議長（皆川信正）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

◎議長（室谷陽一郎）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

現在、副議長の席が空席となっております。

日程５ 副議長の選挙について、を議題とします。

副議長の選挙につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

異議なしと認めます。よって、副議長選挙は、指名推選によることに決定しました。
お諮りします。

指名方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長には、坂井市の佐藤寛治議員を、指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、佐藤寛治議員を副議長選挙における当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

異議なしと認めます。よって、佐藤寛治議員が、副議長の当選人と決定しました。

副議長に当選されました佐藤寛治議員が議場におられますので、会議規則第３２条第２項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、副議長に当選されました、佐藤寛治議員から、ご挨拶を受けることにします。

◆１１番（佐藤寛治）

ただ今、ご推挙をいただきました、坂井市議会の佐藤でございます。

今ほど、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の副議長という、名誉ある職にご推挙いただき、身に余る光栄でございます。

経験豊富であります室谷議長のもと、当組合及び当組合議会の発展のために、誠心誠意努めさせていただく所存でございます。

今後とも皆様方のご支援とご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議長（室谷陽一郎）

ここで、森管理者から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

本日ここに、第193回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜わり、厚く御礼申し上げます。

平素は、組合事業の運営にあたりましてご理解とご支援をいただいておりますことに対して、重ねてお礼申し上げます。本年は、5月に坂井市、6月に福井市、7月にはあわら市において、本組合議員を選出していただいております。

今後とも本組合の様々な案件につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。組合業務の執行にあたりましては、組合議員各位のご理解、ご協力を得ながら、着実な管理・運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも、議員各位の変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、エネルギー高騰や物価高など、私たちを取り巻く環境は、厳しい状況が続いておりましたが、春以降、緩やかに持ち直していると言われております。

先の内閣府月例経済報告では、景気の先行きについて雇用や所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることに期待されるが、物価上昇の継続が国の景気を下押しするリスクになっているとしております。

今後、6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025に基づく、成長型経済の実現に向けた取組に期待するところでございます。

次に、主要事業の取組につきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、基幹業務で用いる総合行政情報システムの第4期更新を前倒しし、国が定める標準仕様に対応したシステムへ移行するため、11月の本稼働に向けた準備を進めております。

次に、一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センター長期包括運營業務委託により各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行なっております。

また、YONETSU-KANささおかにおきましては、指定管理者の更新に併せまして、4月から施設改修工事及び高温水配管修繕を行ってまいりました。

7月に入りまして営業を再開しており、これからも圏域住民に親しまれる施設となるよう、更なるサービス向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。

なお、本定例会に上程する各議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますが、何卒、慎重なご審議を賜わり、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程 6 報告第 1 号令和 6 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計事故繰越しに関する報告について、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

報告第 1 号令和 6 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計事故繰越しに関する報告について、をご説明申し上げます。

令和 6 年 3 月組合議会定例会におきまして、住民記録システム改修業務とコンビニ交付システム改修業務の 2 業務につきまして、5 年度から 6 年度への明許繰越しの議決をいただきましたが、6 年度中の完了もならず、事故繰越しの対応といたしました。

つきましては、事故繰越し繰越し計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました報告第 1 号について、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程 7 報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて、令和 7 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました、報告第2号専決処分の承認を求めることについて、の提案理由を申し上げます。

今回、専決処分の承認をお願いするものは、組合職員の退職手当と、余熱館へ送る高温水配管に漏水箇所が見つかり早急な復旧対応が必要であったことから、令和7年度一般会計補正予算について、去る5月15日に専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれ2,790万3千円を追加し、予算総額を、33億4,334万5千円としたものでございます。

次に第1表歳入歳出予算補正の概要につきまして、説明させていただきます。

歳入予算におきましては、第4款繰越金で、繰越金2,790万3千円を増額したものでございます。

歳出予算におきましては第2款総務費で、退職手当1,011万6千円を、第3款衛生費で、高温水配管修繕1,778万7千円を増額したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。何とぞ、慎重なご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました報告第2号について、質疑を許可します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

これより報告第2号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程8 議案第3号令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第3号令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の、提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、歳出予算におきまして、人件費の減額補正をお願いするものでございます。

また、厳正な予算執行管理を行ってまいりましたが、その結果発生しました前年度剰余金等の財源更正をお願いする内容となっております。

この結果、歳入歳出それぞれ703万2千円を減額し、補正後の予算総額を33億3,631万3千円にさせていただきます。

また、債務負担行為といたしまして1件をお願いいたします。

次に、第1表歳入歳出予算補正の概要につきまして、下段の歳出予算から説明させていただきます。

第3款衛生費で、職員人件費703万2千円を減額するものでございます。

歳入予算につきましては、第1款分担金及び負担金で令和6年度決算に基づく、繰越金相当額に歳出予算の補正額を加味しました1億2,841万8千円を減額し、第4款繰越金において、1億2,138万6千円を増額するものでございます。

また、第2表債務負担行為といたしまして、現在稼働しております総合行政情報システムを、国が示す標準仕様に合わせたシステムに移行し、稼働させる事業について令和8年度から12年度までの期間で、限度額29億3,600万円を設定するものでございます。

以上、令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました議案第3号について質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎議長（室谷陽一郎）

お諮りします。

森管理者から同意第1号監査委員の選任について、が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（室谷陽一郎）

異議なしと認めます。よって、同意第1号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

これより、追加日程1 同意第1号監査委員の選任について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

ただ今、上程されました同意第1号監査委員の選任について、ご説明申し上げます。本組合監査委員のうち、識見を有する監査委員は現在欠員となっております。

監査委員は、本組合同規約第9条第2項の規定により、関係市町の識見を有する監査委員の中から1名を、議会の同意を得て選任することになっております。

浅野信也氏は、令和3年6月に福井市の監査委員に就任され、人格・識見ともに監査委員として誠に適任であると存じます。

つきましては、浅野信也氏を識見の監査委員に選任したいと存じますので、ご同意賜われますようお願いいたします。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました同意第1号について質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（室谷陽一郎）

これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。それでは、ただ今監査委員の選任の同意を受けられました、浅野信也氏から挨拶の申し出がございましたので入場を許可します。

◎議長（室谷陽一郎）

浅野監査委員。

◆監査委員（浅野信也）

一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

ただ今、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の監査委員選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。

監査委員の果たすべき職務の重要性に鑑み、今後とも研鑽に努めまして議選監査委員のご教示をいただきながら、公正公平の立場で使命感と責任感を持って職務を遂行してまいります。

組合議会議員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程9 一般質問を行います。質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっています。

◎議長（室谷陽一郎）

14番 川畑孝治議員

◆14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆14番（川畑孝治）

14番、坂井市議会の川畑でございます。今回、私はリチウム電池の回収について、質問をさせていただきます。回収と言いましても、回収業務については一般廃棄物でありますので市町村の役割であります、当清掃センターとしての役割についての質問に

なろうかと思います。これに関しましては私自身坂井市議会の一般質問、また、県議会においても6月の一般質問の中でも取り上げられております。マスコミ報道等でたくさんのリチウムイオン電池に関する問題等が報道されておりますので、皆様におきましてリチウムイオン電池への認識が非常に高いものと感じております。また、4月15日には環境省の方から、市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集ということで通知が出されており、県内の各市町においてもそれぞれの取組がされているかと思えます。福井新聞におきまして、6月20日の新聞におきましては鯖江市の取組、又、永平寺町の取組が写真付きで出ておりました。そうしたことで、全国においては令和5年度の発生件数であります、8,543件。また、発煙・発火等を含む発生件数においては、21,751件もおきており、当清掃センター令和5年度においては16件の火災が発生しております。令和6年度においては、破碎機内でおきた火災が非常に大きなものとなり、一時破碎処理が行われなくなったのも記憶にあるところでございます。そこで、構成市町が分別・回収しておりますリチウムイオン電池、坂井市におきまして私の質問の後に、支所や小型家電回収ボックスの横に目につきやすい赤いボックスを置いて、分別・回収を行っているところでございます。そこで市町においては、分別・回収を行いますが、その処理についてせっかく市町で行うよりも、せっかくこうした広域圏という4市町においては組織を持っておりますので、当組合として処理の部分を担当すべきかと思えます。また、県においても他の県の事例を研究しながらということではあります、当組合センターとしてのお考えをお聞きいたします。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

ただ今の川畑議員のご質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池が原因とされる火災は、全国的に大きな問題となっており、近年、新聞やテレビでも頻繁に報道されています。県内では、鯖江クリーンセンターにおいて今年5月に短期間に2度も火災が発生しております。

当清掃センターにおきまして、ここ数年で消防署が出動する大きな火災が3件発生し、これらの出火原因の特定にはいたっておりませんが、いずれもリチウム電池が原因と強く疑われております。特に、平成31年2月と令和6年4月の火災は、破碎施設に大きなダメージを受けました。

施設の復旧には最大で10ヶ月間を要し、復旧までの間は、旧施設跡地に不燃ごみや粗大ごみを仮置きするなどの対応を余儀なくされましたが、幸い受入れに支障が生じる事態には至りませんでした。

また、小規模な火災も頻繁に発生しており、令和3年度から令和5年度までの3年間では年間10件以上発生していましたが、令和6年度は6件、令和7年度の現時点では2件と減少傾向にあります。なお、これら小規模火災につきましては、当組合や包括委託先であるJFEの職員で構成する自衛消防組織により即時に消火されています。

リチウムイオン電池の受け入れは当センターでは原則行っておりませんが、市町が収集した

不燃ごみへの混入が多数見受けられ、それらが破碎施設の中で発火してしまうケースがほとんどであります。

本来、リチウムイオン電池の処分方法としては、取り外し可能な電池は電気店やホームセンターなどに業界団体が設置している回収ボックスへ、また、取り外しができない場合は、製品ごと小型家電回収ボックスに入れるか、販売店に相談してリサイクルする流れとなっています。

当組合としましては火災の防止策として、リチウムイオン電池の適正処理に関する啓発ポスターを作成し、ホームページやFacebookを通じて周知に努めてまいりました。

また、構成市町にも広報誌などを通じて住民の皆様に対し、適切な分別処理を呼びかけていただいております。

今後、市町が分別収集に取り組む場合には、既に行っているアルカリ乾電池やマンガン乾電池と同様、リサイクルに対応できるよう検討してまいります。

当組合では、引き続き県をはじめとした関係機関と連携し、情報共有を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆ 14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆ 14番（川畑孝治）

この件に関しましては、5月に環境省の方へ行ってお話のお伺いをしてきました。当センターで処分をするとは言われませんでした。が、実は環境省の方からいただいた、廃棄物処理におけるリチウムイオン電池に起因する火災事故を防ぐための取組について、という資料をいただいたところ、電池処理業者、野村興産へ引き渡す自治体は乾電池と同じドラム缶に入れて引き渡す、まさに当組合と同じようにドラム缶の中に乾電池を入れて野村興産に渡しているわけでありましたが、当組合としても野村興産へ引き渡している関係上、同じように当センターとしても野村興産との交渉が必要でありましょうから、野村興産に話をして他の自治体でもやっているのであれば、当組合としてもリチウムイオン電池の処分を野村興産にお願いしてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

今、議員のおっしゃるとおり、当組合での乾電池の処理は野村興産にお願いしているところでございます。内々ではございますが、このリチウム電池の回収が始まることを想定して、野村興産との打合わせは継続して行っているところでございます。野村興産はアルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウム乾電池の3種類は混在しても構わない、むしろ処分に出すときは混ぜてほしいという話を伺っております。なぜかと言いますと、リチウム乾電池だけです

と、発火する可能性が高くなりますので、混ぜた状態でリチウムの割合を減らして出してほしいという話を現段階では受けておりまして、せっかく市町で分別してもらったものを、当施設で再度混ぜるという作業が生じるので、その辺をどうするかという調整が今後市町と必要になるかと考えております。リチウムイオン電池を当組合で受け入れて、野村興産へリサイクルに回すということは可能かと考えております。

◆ 14 番（川畑孝治）

議長、14 番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14 番、川畑孝治議員。

◆ 14 番（川畑孝治）

そこまで話が進んでいるのであれば、市町の取組は全く変わるのですよ。すでに市町では、乾電池類は回収しております。それであれば、市町において乾電池類はわざわざおこななくても、電池類は全て回収しますよ。リチウムイオン電池も全て入れてもらってもけっこうですよということで、市民に通達をすれば良いものを、わざわざ永平寺町さんですと、白い缶を用意したり、私ども坂井市においては、わざわざ赤いボックスを用意する、こういった必要が無くなるんですよ。市民にとっては、乾電池、そしてリチウムイオン電池と、分別項目が増えるわけですよ。ですから当センターから市町に通達をして電池類は全て受入れますよと。そうすると市民の方では、電池類は何でも一緒に出せばいいんだということで非常に便利になるわけです。また、回収においても電池をそのまま回収すれば良いのと、リチウムイオン電池もまた別に回収するという形になります。そういった部分は市町とぜひとも連携をして、市民の方が環境のごみに関しては、一時過去において鯖江市とか、当時の武生市では、二十、三十項目とたくさん項目を分けることが、さもないことのように言っていましたが、私から言わせたら全くナンセンス。処分される場所が数箇所しか無いのに、三十項目以上に分けるというのは、全く無駄な努力でありますし、市民に対して混乱をまねくだけであります。ですから、環境行政においては、市民に対しては最低限のことをきちんとしていただく取組、そういったことが必要だと思っております。そして、実は昨日、県の環境部長とかと話をしてきました。実は、国の方でお聞きしたところ埼玉県の方では、県が一本化して全てではありませんでしたが、市の集めたリチウムイオン電池を回収し、そして県が日本リサイクルセンターへ持っていくと。そうすると、処理費を今まで出していたのが、資源物として県の方に資源の売却費用が入ってくる。それを、収集運搬の費用に分ける。そういった取組を聞かせていただきました。これを持って福井県の方にも昨日言ったのですが、残念ながらより良い方法を研究してまいりたいと。研究するということまでしか答弁をいただけませんでしたので、これは今後県においてもしっかりと取組のお願いをしてまいりました。また、私も関心を持ったのが、ロシアがウクライナに侵攻してしまっていて、今年に入ってからウクライナの北東部の方ですか、占領したところがリチウムの鉱山となる所でありました。地球温暖化等の対策で、再生エネルギーと蓄電池、残念ながらリチウムイオン電池が最も強力でありますので、ここに対する依存度が高まってくるかと思えます。そういった部分でもやはり時代の先をとらえて、当施設においても、リサイクルの方にしっかりと取組むべきと思いますが、改めてお伺いをします。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

今、議員のおっしゃられたとおり、県の方では先週あたりから次期の廃棄物の処理計画の見直しの作業が始まったということで、当然その中でリチウムイオン電池の適切な回収に向けた項目が協議されているというのが、新聞に掲載されておりました。県全体を通して、大きな方向性が示されるものと当組合も期待をしているところでございます。それを待っていると、リチウムイオン電池の回収が市町で進んでいることに対しても、当組合としては何らかの対応が必要ではないかということで、先ほど申し上げたとおり、現段階での枠組みの中でリチウムイオン電池をどうやってリサイクルに回せるかという方向性を模索しているところでございます。県が方向性を出していただいて、それに対して市町での分別・収集を特化して進めていく。また、当組合においても、現在行われていないリチウムイオン電池のリサイクルの回収の方法を今後も検討して対応していきたいと考えております。

◆ 14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆ 14番（川畑孝治）

ぜひとも、当組合からも県に対してしっかりと申し入れをして、方向性に関していつまでも時間をかければいいというわけではありませんので。そこはしっかりと、見計らっていただきたい。そうすることで、市町の今後の集め方が変わってくるのかなと感じておりますので、しっかりと県と連携されてリチウムイオン電池の回収をしっかりとできるように。また、資源の無い我が国でありますので、そういった観点からもリサイクルにつながるようにそういった取組を期待いたしまして、私の一般質問といたします。以上です。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、16番 伊藤宏実議員の一般質問を許可します。

◆ 16番（伊藤宏実）

議長、16番伊藤宏実。

◎議長（室谷陽一郎）

16番、伊藤宏実議員。

◆ 16番（伊藤宏実）

議席番号16番、坂井市議会の伊藤宏実です。プラ製品の再資源化についてというこ

とで一般質問させていただきます。市町ではプラ製品の回収を一般ごみとは別に行っているということでございますけれども、大変大きな製品、一番典型的なのは衣装ケースではないかと思っておりますけれども、回収の時に回収の袋に入りきらない大きさのものが多と思うのですけれども、そういったものが当センターに粗大ごみとして持ち込まれることが非常に多いのではないかと考えております。地球の温暖化防止であったり、あるいはごみの減量、あるいは炉の維持管理を含めた場合に大型のプラ製品を別により分けて再資源化することが適当でないかと思っていたのですけれども、そのことについて現状とお考えをお聞きしたいと思います。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。令和4年4月1日に施行された、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法と呼ばれるものでございますけれども、これまで市町が行ってきた容器包装プラスチックの回収に加え、今まで焼却処理されてきたプラ製品の分別回収及びリサイクルが努力義務とされました。

このことから、坂井市においては令和6年4月からプラごみ一括回収を始めており、あわら市は令和8年3月から、福井市は令和8年4月から実施予定、永平寺町は実施に向け準備中と聞いております。

議員がおっしゃるとおり、坂井市ではプラスチック容器包装用の指定袋をそのまま使用し、プラ製品もまとめて出すことができ、市が契約する処理業者を通じリサイクルされています。また、袋に入らない大型のプラ製品については、指定された粗大ごみ回収に出すか、清掃センターに直接持込むことになります。

プラ製品一括回収が始まっていない他の市町におきましても、同様に粗大ごみ回収や、当センターへの直接持込みとなっております。

これら持ち込まれた大型プラ製品を、当センターでは令和4年度から手作業で分別し、専門業者を通して有償ではありますが再資源化を行っております。

搬出量としましては、令和4年度では約1トン、5年度は約4トン、6年度は約6トンで年々増加傾向となっております。また、処理費用はトンあたり33,000円となっております。こちらも年々増加傾向となっております。

今後、市町でプラごみの一括回収が始まっていくことで、当センターが焼却処理するプラごみは確実に減少し、焼却炉の長寿命化に繋がるものと考えます。

当組合では、環境問題に対応するため、引続き構成市町と連携し、プラスチックのリサイクル及びCO2削減を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

◆16番（伊藤宏実）

議長、16番伊藤宏実。

◎議長（室谷陽一郎）

16番、伊藤宏実議員。

◆16番（伊藤宏実）

今ほど、答弁をいただいたことに関連して、少し再質問をしたいと思うのですが、回収のトン数が年度ごとに増えて最後に6トンとなったということですが、同じような中身について、6月の坂井市議会で質問したところ、令和6年の坂井市のプラ製品の回収は29トンだったと報告がありました。しかし、それだけ集めても、全体の中ではごくわずかということでありまして、ある意味もっとたくさんのプラ製品が今どこへ行ったのか、焼却されているのか、家にねむっているのか、いろいろあるかと思います。今後、空き家の問題とかいろいろなことの中で、ごみの処分ということで、当センターはたくさん活躍する場面があるかと思うのですが、プラ製品の回収を当センターでもやっていますよ、という発信をもっとたくさん市民の人たちにすべきではないか。あるいは、構成市町を通じてでもやるべきではないかと思うのですが、受け入れるだけではなくて、積極的に受け入れますとか。あるいは、粗大ごみの中に入れていただければそれは当センターの方で再資源化に向けて処分をしていますということをもっと発信してほしいと思うのですが、その辺例えば、HPへの記載とかも含めて今現状どうなっているのかということをお尋ねしたいと思いますし、今後どういうふうにしていくのか、ということに関してもお考えをお聞きたいと思っています。

○清掃センター所長（近藤克巳）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

清掃センター所長。

○清掃センター所長（近藤克巳）

今ほどの質問にお答えいたします。圏域住民の皆様が分別していただいているペットボトル・瓶・缶類・乾電池・蛍光灯、先ほどから言われております大型プラスチックごみ、これらにつきましては当清掃センターでの取組ですとか、今後どのようにリサイクルしていくかについては、小学生等を含む一般の見学者にはご説明しております。ただ、議員ご指摘のとおり、これらのごみがどのようにリサイクルしていくかについては、HPとかFacebook等で発信していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◆16番（伊藤宏実）

議長、16番伊藤宏実。

◎議長（室谷陽一郎）

16番、伊藤宏実議員。

◆16番（伊藤宏実）

各構成市町が独自に努力するというところもあるかと思いますが、粗大ごみの受入れているこのセンターがそういった発信をしますと、市民が直接持ってきてくれるわけですから、手間がかかりませんし、逆にお金を払って置いていくわけですからね。私

も、粗大ごみのピットをよく見るのですけども、そこで二日市という名称の入ったコンテナがあってそこにプラ製品がたくさん積まれていると。たぶん、ピットの中にいる段階で係の人から言われて自分で覗いてプラスチックはこっちというふうに行っているのだと思うのですけども、非常に良いことだと思いますし。そういったことをもっとたくさんやっていますよ、ということで持ってきてもらえるわけですから、発信をして地球温暖化の防止に貢献をしていただければありがたいな、と思いますし今後とも努力していただきたいということを最後申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

◎議長（室谷陽一郎）

以上をもって、一般質問は終了しました。

◎議長（室谷陽一郎）

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年7月第193回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時26分閉会